

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会

警察庁研究会の設置

【現状】

- 平成21年中の警察における死体取扱数は16万體
- 犯罪死の見逃し事案の発覚

【問題点】

- 検視体制の不足
- 解剖医の不足
- 行政解剖の制度が脆弱

民主党政案集 INDEX2009
～死因究明制度改革の推進～

有識者会議の開催

法医学者、刑事法学者等の有識者から成る研究会を立ち上げ、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について検討

海外制度の調査研究

アメリカ、イギリス、フィンランド、スウェーデン、ドイツ、オーストラリア

中間取りまとめの概要

～今後5年を目途に対応策を講ずる必要がある事項～

1 検視・死体見分の高度化

- (1) 検視官の臨場等による検視・死体見分の専門化
臨場率20.3%(平成21年)→50%(将来的には100%)
- (2) 警察署の死因究明力の向上
- (3) 装備資機材の一層の活用
- (4) 歯科医との連携強化等による身元確認の高度化
- (5) 死体関連初動捜査力の向上

2 検案の高度化(以下の事項を検討)

- 検案医認定制度の創設
- 専門医師による検案制度の導入
- 検案の費用負担の在り方

3 解剖率の向上

- 解剖率10.1%(平成21年)→20%(将来的には50%)
これを実現するため、以下の事項を検討
- 解剖医の増員
 - 解剖施設の拡充
 - 解剖経費の増額
 - 薬物検査職員等の整備

平成22年度末までに、**最終取りまとめ**を公表予定